平成２９年（フ）第６４号
栃木県小山市花垣町１丁目13番２号　ゼロ・ジー・ブロックマンション110号室
債務者　杉山　正俊
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第５５５号
東京都東村山市久米川町１丁目39番地10市川コーポ１―101
債務者　池上　智子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３４８号
静岡市清水区吉原1731番地　特別養護老人ホームこもれび、旧住所静岡県磐田市今之浦１丁目４番地14　ベェスイズライフＢ―102
債務者　久保田佳男
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４５０号
横浜市都筑区大丸23番４―107号
債務者　永盛　和憲
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４５１号
横浜市都筑区大丸23番４―107号
債務者　永盛　真理
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４７１号
横浜市戸塚区小雀町2144番地２
債務者　原園　一広
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第６０号
兵庫県朝来市和田山町寺内312番地、商業登記簿上の本店所在地兵庫県朝来市和田山町土田307番地の１
破産者　株式会社スガイ運輸
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第１６４２号
札幌市手稲区西宮の沢２条５丁目６番11号
破産者　株式会社花翔フーズ
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３７号
東京都港区新橋６丁目20番８号
破産者　株式会社都市創造空間
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第８５７０号
東京都港区海岸３丁目３番12号
破産者　ジャパントータルロブロス株式会社
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１４１号
東京都世田谷区奥沢５丁目42番３号
破産者　ロブパティ自由が丘株式会社
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１４２号
東京都品川区中延４丁目１番16号（開始決定時の住所）東京都港区三田２丁目19番35号
破産者　坂井　克郎
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１４３号
東京都品川区中延４丁目１番16号（開始決定時の住所）東京都港区三田２丁目19番35号
破産者　坂井　佳子
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６号
東京都東大和市清水６丁目1176番地の７清水コーポＢ―201
破産者　西　　理沙
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７４８号
横浜市港北区新羽町940番地
破産者　有限会社進栄製作所
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６５号
川崎市幸区鹿島田２丁目22番33号
破産者　有限会社シガ商事
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０１１号
愛知県小牧市小木東２丁目170番
破産者　有限会社アレックスレーシング
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１３９号
名古屋市瑞穂区甲山町２丁目23番地の１
破産者　有限会社豊岡電設
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部